

提 案 書

平成 23 年 4 月 22 日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会 殿

郵便番号

住 所
氏 名 イー・アクセス株式会社

連絡先

mail :
TEL
FAX

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集」に対し、別紙のとおり提案します。

このたびは、“ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方”について、提案を申し述べる機会を頂き、誠にありがとうございます。弊社提案を以下の通り申し述べます。

【総論】

「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」(以下、競争政策委員会)においては、「光の道」構想実現に向けて取りまとめ(2010年12月14日総務省殿)に基づき、今後、線路敷設基盤の開放、NGNのオープン化、モバイル市場の競争促進、市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証・担保の在り方等について、多角的な議論が進められることを期待しています。

なお、議論に当たってはこれまで行われてきた各種競争政策の市場環境における実効性を検証の上評価し、更には未だ継続検討となっている点を明確化した上で、今後のブロードバンド市場の進展、並びに多様なサービスやイノベーションの促進を図る競争政策を検討すべきと考えます。

【検討における重要な観点】

① F T T Hにおける競争環境の整備

「光の道」構想に関する基本方針においては、加入光ファイバ接続料の低廉化に向けて分岐単位接続料設定について具体的な検討を開始することが示されました。2011年3月29日に示された情報通信行政・郵政行政審議会における答申にて、今年度も継続審議されることとなりました。

現状、F T T Hの普及率は約30%程度、NTT東西のシェアは約75%となっていることからも分かるように、メタル/P S T NからF T T Hへの競争環境のパスが十分に整備されていないことが最大の課題であると認識しています。

よって、分岐単位接続料の設定による利用者料金の低廉化、並びにメタル回線のラインシェアリングと同等の接続形態(以下、ファイバーシェアリング)の導入により新規参入を促進しサービス競争を推進することで、健全な競争環境下で普及率拡大を目指すべきと考えます。

なお、検討に際しては、「加入光ファイバの接続料、接続形態」、「NGNのオープン化」、「今後のユニバーサルサービスの在り方」、「P S T NからI P網への移行」等については、各項目同士が密接に相関関係を持つことから、今までの各委員会の役割を横断的にして、網羅的な検討を一括して行える枠組み作りを強く要望します。

② モバイルにおけるブロードバンド化及び水平分業モデルの拡大に伴う競争環境の整備

モバイルに対しては、近年、M V N Oの促進、S I Mロック解除、接続料金の適正化等の競争促進施策のための取組みが行われてきましたが、他方で事業体の実質的な集約化が進む中、今後は更なるブロードバンド化や水平分業モデルの拡大を促進させる必要があるため、現行制度や競争評価のレビューを行い、新興事業者の育成も含めた競争条件の整備を改めて行うべきと考えます。

③ NTTグループを始めとしたグループドミナンスへの対応を含むドミナント規制の見直し

「光の道」構想に関する基本方針においては、NTTグループに対する機能分離の実施、及び子会社等との一体経営への対応について、電気通信事業法の改正によりボトルネック設備の同等性を確保する方針が示されました。公正競争環境を確保するためには、機能分離の実効性、NTT利用部門と接続事業者の「インプットの同等性」の確保やNTTグループの業務実態に則した公正競争要件の見直しを検討する必要があるものと考えます。

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集における検討項目			具体的な内容
1. ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	(1) 線路施設基盤（電柱・管路等）の開放による設備競争の促進	1)	
		2)	
		3)	
(2) NGN(次世代ネットワーク)のオープン化によるサービス競争の促進	1)		光アクセス回線の接続料問題については、情報通信行政・郵政行政審議会において分岐単位接続料の設定等について継続議論されることになっていますが、より多くの事業者の提案を取り入れた多角的な議論を行い、最適解を導くべきと考えますので、NGNのオープン化の検討においても、以下の接続形態については検討項目として取り上げる必要があります。
	2)		なお、分岐単位接続料設定、OSU共用、弊社が接続委員会にて提案しているファイバーシェアリングといった接続形態についても、網羅的な検討を一括して行える検討体制が必要と考えます。
<p>(1) NTT東西殿光アクセス網と収容局における接続について</p> <p>現状、NTT東西殿の光アクセス網と接続事業者の中継ネットワークを接続する形態が設定されていませんが、「光の道」構想にて掲げられている、事業者間におけるサービス競争の進展による超高速ブロードバンドの普及を促進するためには、収容局（収容ルータもしくはスイッチ）においてNTT東西殿の光アクセス網と接続事業者のコア網とを接続することにより、接続事業者がFTTHを提供する形態も実現のための1案と考えます。</p> <p>(2) 光アクセスのファイバーシェアリングについて</p> <p>光アクセスにおいても、メタル回線におけるラインシェアリングと同等の接続形態を導入し、競争環境の整備を行うべきと考えます。具体的には、NTTのGC局と利用者宅間の同一光アクセス回線において、VLAN識別子にてNTT東西殿のサービスと接続事業者のベストエフォート型のインターネットサービスを判別し、ONU上のポートを物理的に分けることで通信を分離する形態を想定しております。NTT東西殿のネットワーク構成及び設備構成を踏まえつつ検討を行うことで、集約スイッチや帯域制御サーバの開発・導入費用（接続委員会第15回資料にてNTT東西殿の回答は約4,000億円程</p>			

		度) を抑制することが可能ではないかと考えます。 なお、N T T 東西殿の設備構成や技術仕様については、今後情報を開示していただくことにより、より検討が深化するものと考えます。
	3)	
	4)	
(3)モバイル市場の競争促進	1)	モバイル市場の競争促進施策として、近年、M V N Oの促進、S I Mロック解除、接続料金の適正化等といった取組みが行われてきましたが、現在及び今後想定される市場環境をふまえつつ、以下の項目について検討すべきと考えます。
	2)	<p>(1) 競争評価と周波数割当てとの連携について 以下に挙げた状況から、周波数割当てがモバイル市場における競争環境に与える影響は、今後更に支配的になっていくものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 垂直統合型から水平分業モデルへの進展に伴い、グローバルな端末の流通やグローバルプラットホームを利用したサービスが拡大するなか、周波数の国際的な調和がより重要になっている。(周波数帯域の価値) ➤ 従来の3Gサービスから3.9Gサービスへの転換期を迎へ、本格的なブロードバンド化が進む見込みであり、高速サービスの需要拡大やトラヒック増加、並びに高速化に対応するための周波数の確保が必須になっている。(周波数帯域の幅) <p>新興事業者である当社の例では、現在、周波数帯域幅、電波伝搬特性に優れている1 G H z 以下の帯域(プラチナバンド)や国際調和がとれた帯域を有していないなど、既存大手3事業者と比較して同等の競争環境にあるとは言えません。 したがって、周波数割当てを競争評価スキームにおける指標として取り上げ検証を行うと共に、公平な競争環境が確保されるよう、今後の周波数割当て施策を構築するべきと考えます。</p> <p>また、競争評価スキームでの検証においては、事業者単位だけでなく事業者グループ単位での周波数割当て状況も勘案する必要があると考えます。</p> <p>(2) 第二種指定電気通信設備制度(以下、二種指定制度)の見直し 二種指定制度については、市場支配力を有する事業者を第二種指定電気通信事業者と</p>

		<p>し、より公正な競争が促進されることを目的とした制度ですが、接続料算定においては「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」や法制化により一定の成果は得られているものの、ドミナント規制の有効性という観点では見直しの余地があるものと考えます。具体的には、二種指定制度の対象閾値や規制レベルの段階的な見直し、接続約款の認可制、スタックテスト、ネットワークの開放のルール化などについて、本機会を捉え検討すべきと考えます。</p> <p>また、加えて「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」については、算定方法の適正化を図る目的では有意義であるものの、接続料協議において二種指定事業者が有する強い交渉力（そもそも二種指定制度の策定経緯の1つとして、二種指定事業者が接続協議において強い交渉力を有し、事業者間協議では合理的な条件での合意が期待しにくい構造が形成されている点に着目）への考慮がなされていない点の見直し、また、予見性確保や利用者利便の向上の観点からは、一種指定事業者の接続料のように遡及適用方式から事前に接続料が確定する方式への転換も行うべきと考えます。</p> <p>(3) SIMロック解除について</p> <p>本年4月より、SIMロック解除ガイドラインが適用されているものの、解除手順や料金、端末への周波数実装状況等において、各事業者の取り組みに軽重があり、当初期待されたような利用者利便性を向上させる施策に進展しないことが懸念されます（MNPと同じ状況）。今後の展開動向も注視していく必要がありますが、事業者によるインセンティブが働かない状況や公正競争上の問題が生じる状況があれば、速やかにSIMロック解除を強く推進させる更なる取組みが必要と考えます。</p> <p>また、SIMロック解除は、端末の流動化によるモバイル事業者間の競争促進や利用者の利便性向上だけではなく、端末・プラットホームレイヤーなどの市場へ参入するプレイヤーを増やし水平分業型のビジネスモデルを進展させるものと考えます。</p>
3)		
(4)今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証・担保の在り方	1)	<p>●機能分離の実効性を担保するチェック体制について</p> <p>今回NTT東西殿に要請される機能分離については、電気通信事業法の一部改正により、NTT東西殿本体による県域等子会社の適切な監督、及びNTT東西殿における設備部門と営業部門の隔離等の義務付けとなっており、あくまでNTT東西殿主体で実施される措置となっております。</p>

		<p>そのため、「『光の道』構想に関する基本方針」に基づき毎年度実施されるチェックについては、機能分離の実効性を担保する観点から、ICTタスクフォース「過去の競争政策レビュー部会」及び「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」にて議論されてきた第三者機関による監査スキームを導入して客観的検証可能性を高めることが必要と考えます。</p> <p>なお、第三者機関を導入する具体的な方法として、競争セーフガードにおける事例検証のスキームや電気通信事業法第166条(※)を根拠に総務省殿にてNTT東西殿に対し立入調査等を実施し、ファイアーウォールの構築状況について確認する等があると考えます。</p> <p>(※)電気通信事業法 第166条(報告及び検査) (報告及び検査)</p> <p>第166条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者等に対し、その事業に関し報告させ、又はその職員に、電気通信事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 ～略～</p>
2)		<p>●公正競争要件におけるP D C Aサイクルの導入について</p> <p>公正競争要件に係る法制度の有効性・適正性については、これまで競争セーフガード制度において検証が行われてきました。しかしながら、2009年11月に発覚したNTT西殿における情報漏洩問題によって、現行の法制度とNTT東西殿や県域等子会社の業務実態に乖離があるという構造的な課題が明らかになったことを鑑みれば、現行の法制度並びに競争セーフガード制度が時機に応じた役割を果たしていないことが強く懸念されます。</p> <p>従って、市場環境やNTTグループの組織、業務形態の変化等に因り問題点があれば、公正競争要件に係る法制度の見直しを含め随時改善を行うといったP D C Aサイクルを包括的検証にスキームとして組み込む必要があると考えます。</p>
3)		<p>(1) インプットの同等性 “Equivalence of Input” の確保について</p> <p>機能分離を実施するにあたっては、インプットの同等性の確保も公正競争を確保する上で必要不可欠な項目であると考えます。英国のオープンリーチの事例をみても、このインプットの同等性が基本理念として掲げられ、営業部門と接続事業者において「同じ商品」「同じ料金」「同じプロセス」で同等性が確保されています。</p>

		<p>したがって、制度としてのインプットの同等性の確保も検討すべきと考えます。</p> <p>(2) 市場環境及びNTTグループの業務形態に則したドミナント規制の構築について NTTグループの事業会社を跨ぐ共同マーケティングは競争セーフガード制度の意見書において各社から毎年指摘されているところであり、NTTグループの市場支配力の問題は、1999年のNTT再編成以降、公正競争確保における永遠の課題になっていると認識しておりますが、今後、PSTNからIP網への移行、及び固定とモバイルの融合が進めば、ますます事業領域を超えたグループ間連携が実施可能になり、市場支配力は高まるものと考えられます。</p> <p>従って、事業領域を超えたNTTの総合的なグループドミナンスにより着目して、公正競争要件に関する整理と再構築を行う必要があり、具体的には、共に指定電気通信設備を有するNTT東西殿とNTTドコモ殿の一体的な事業運営による市場支配力の行使を防止する観点から、禁止行為規制及び特定関係事業者制度の対象に追加することや、現行の規制における設備シェア以外の要素も考慮して市場支配力を評価する枠組みに基づく規制(SMP規制)の導入についても検討する必要があると考えます。</p> <p>(3) 活用業務の要件及び事後措置の設定について NTT法改正によって、活用業務が認可制から届出制へ規制緩和が図られる予定となっていますが、規制緩和によって公正競争環境が損なわれることが無いよう、NTT東西殿が活用業務に進出できる要件を今後想定されるサービス（ISP、コンテンツ等上位レイヤサービス等）を念頭に入れてより緻密に整備する必要があると考えます。あわせて、活用業務によって公正競争環境を損なった場合の措置についても予め設定しておくべきと考えます。</p>
	4)	
	(5)その他	
2. 電話網(PSTN)からIP網への円滑な移行の	(1) PSTNからIP網への移行に伴う利用者保護の在り方	1) ①
		1) ②
		2)
		3)
		4)

在り方について	5)	<p>● N G Nと接続事業者の I P 網同士の接続について 音声サービスにおけるN G N含む I P 網間の接続へ円滑に移行するためには、以下の2点を検討することが重要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ N T T 東西殿のネットワークの運用及び接続インターフェースについて、N T T 東西殿の独自仕様にならないよう音声サービスを提供する事業者間において共通的な仕様を策定すること ➤ 現在、P S T N では、N T T 東西殿は指定電気通信設備事業者として、多数事業者間接続インターフェースを提供しており効率的な接続形態が実現されていることから、I P 網移行後も同等のハブ機能の提供が継続されること（仮に、ハブ機能の提供が実現されない場合は、音声サービスを提供する事業者間の接続が非効率になり、結果として利用者へのデメリットも懸念。） <p>これらの項目については、接続事業者共通の課題と認識されますので、例えばN T T 東西殿及び接続事業者参加型のWGを設置する等、総務省殿、N T T 東西殿、接続事業者が一体となって議論を行う場の設定を検討する必要があると考えます。</p>
	2)	
	3)	(1) P S T Nの移行計画について
	4)	<p>P S T Nの移行に伴うメタルアクセス回線の扱いについては、接続約款に基づき4年前通知ルールに則り公表されるものと認識していますが、ドライカッパ・D S L事業者にとっては事業運営に係る極めて重要な情報であり、また、今後競争政策委員会及び電話網移行円滑化委員会にて行われる議論に資する情報になると考えられるため、早期に移行に関する考え方を明確に開示すべきと考えます。</p> <p>なお、東日本大震災によって、移行計画スケジュール、4年前通知ルール、西日本エリアの移行計画スケジュール等に影響が出るのであれば、併せて早期に公表されることが必要と考えます。</p> <p>(2) ファイバーシェアリングについて</p> <p>現在メタル回線にて提供されているラインシェアリングについては、同一回線上で複数事業者のサービス展開を可能とするサービス競争を促進させる接続形態であり、AD</p>

		<p>S Lは、利用者にとっても低廉な料金でインターネットを利用できることから、利用者利便性を十分に考慮する必要があると考えます。</p> <p>そのため、NGN含むIP網への移行後も、既述したファイバーシェアリングの方法等も含めて継続のための検討を行うべきと考えます。</p> <p>(3) 設備マイグレーションを促進させるコロケーションルールについて</p> <p>PSTNからIP網への移行が加速する中、今後、設備撤去の増加が見込まれますが、東日本大震災による電力不足に伴う節電対策や環境問題が問われている状況でもあり、コロケーションリソース（電力等）の有効活用の重要度が増すものと想定されるため、速やかに設備撤去に伴うコロケーションルールについて措置を講じる必要があると考えます。</p> <p>設備効率化及び円滑な移行促進の観点からも、設備撤去工事において、接続事業者の設備に恒久的かつ物理的な制限（利用不可）をかけることを条件とした非効率な運用や、解約までに6ヶ月間を要するといった運用とするのではなく、合理的な範囲で効率的に設備撤去可能となるよう、接続事業者のインセンティブを向上させる運用ルールの見直しが必要不可欠と考えます。</p>
	5)	
	6)	
(3)その他		<p>●東日本大震災に伴う接続料コストへの影響について</p> <p>東日本大震災により、東日本エリアの広域において通信インフラが損壊し、NTT東殿におかれましては、早期復旧にご尽力されている状況ですが、一方で設備の除却損や復旧活動に伴う増分コストにより今後の接続料に影響が出ることが懸念されます。</p> <p>現段階においては影響度合いが不明瞭ではあるものの、利用者保護の観点からも、未曾有の大震災のため、接続料算定にあたっては、震災にかかるコストを原価から除外、もしくは複数年度に跨った原価算入とするなど、接続料水準の維持に配意した算定方式を適用し、接続料上昇を抑止する措置を講じる必要があると考えます。</p> <p>また、本項目の検討においては、年度末の接続料の検討に先立って行う必要があると考えます。</p>